

内閣法制局が行う憲法解釈 について

平成15年5月15日

1 内閣法制局が憲法解釈を行うことの意義等

(衆・法務委 昭54・12・11)
味村内閣法制局第一部長 答弁

味村政府委員 …… 憲法に反する政治を行うということは許されないことは当然でございます。

したがって、仮に内閣において何らかの決するということにおきましては、私ども内閣法制局といたしましては、法律上の意見を内閣に申し上げるという立場から、違憲なことが行われることが絶対にならないように、細心の注意を払って御意見を申し上げておる次第でございます。決して内閣は憲法に違反いたしました行為をしていいということはないわけでございます。たとえ最高裁判所が統治行為論をおとりになりまして、統治に関する基本的な行為については裁判権は及ばない、こういうふうにおっしゃったからといって、内閣といたしまして、では違憲なことをやってもいいのだというようなことで、そんなことを考えて内閣の決定を行っている、内閣の行為をしているということは決してございません。

(参・予算委 平8・4・24)
大森内閣法制局長官 答弁

政府委員（大森政輔君） …… 憲法を含めまして法令の解釈というものは、最終的には最高裁判所の判例を通じて確定されることが現行憲法上予定されていることは御指摘のとおりであります。したがって、そのような意味で私どもの見解というものがいわゆる最高裁判所の判断のごとく拘束力を持っているものではないということは、もう指摘されるまでもなく重々承知しているわけでございます。

ただ、やはり法律問題に関し意見を述べることを所掌事務として設置法に明記されていることに照らし考えますと、法制局の意見は、行政部あるいは政府部内においては専門的意見として最大限尊重されるものであることが制度上予定されているということは申し上げたいと思います。

(衆・行革特委 平10・4・22)
大森内閣法制局長官 答弁

大森政府委員 内閣法制局が開陳する憲法解釈、これは、私どもの所掌事務のうちの、法律問題について内閣あるいは内閣総理大臣または各省大臣に対して意見を述べること、この一環として述べているわけでございます。

言うまでもなく、憲法解釈、これは、最終的な憲法解釈権と申しますのは、憲法81条によりまして最高裁判所に帰属している。そのような意味において私どもは憲法解釈権を有しているというものではないことは、私どもも重々承知しているわけでございます。

他方、政府部内におきましては、この憲法解釈、これはいろいろな立場で法律の運用に

当たる者は、その前提として憲法問題が介在している場合には、憲法解釈をする必要があるわけです。

したがって、第一次的には、この法律の運用に当たる各省庁におきましても憲法解釈を行っているわけですが、その憲法解釈について、各省においてはいろいろ疑義があるとか、あるいは各省庁間で解釈に差があるという場合には、現行の制度におきましては、法制局に持ち込まれて、法制局における議論、検討を通じて、少なくとも政府部内においてはその方向で解釈が統一されていくということになっているわけですが。

衆・行革特委 平10・5・8
村岡内閣官房長官 答弁

村岡国務大臣・・・憲法の最終的な解釈は憲法第81条によって最高裁判所において示されるものでありますが、この権限は司法権の作用であるところから、その判断が示されるためには具体的な訴訟事件が提起されることが必要であります。

他方、憲法第99条は公務員の憲法尊重擁護義務を定めているところであり、行政府もその権限の行使を行うに当たって憲法を適正に解釈していくことは当然必要なことと考えられます。その場合、第一義的には法律の執行の任に当たるそれぞれの行政機関により関連する憲法の規定の解釈が行われるが、仮にこれについて疑義が生じた場合には、内閣法制局の意見に基づき内閣がその疑義を解消することとなっております。

内閣法制局は内閣法制局設置法に基づき、「閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。」「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。」を主な所掌事務として内閣に置かれている機関であります。すなわち内閣法制局は、内閣がその職務として憲法第72条に基づき法律案を国会に提出し、または憲法第73条に基づき政令を制定することとされていること、及び国務大臣がその職責を果たすに当たり憲法の尊重擁護義務があることにかんがみ、法治主義の観点からこれらが適切に行われることを確保するため、法律専門家としての立場において内閣を直接補佐することを主な任務としているものでございます。

内閣法制局は、このような行政権の属する内閣の機関として、憲法解釈を含め内閣の職権行使等についての法制面を取り扱うという任務を有しているものであり、・・・

2 内閣法制局が行う憲法解釈の基準

(衆・予算委 昭50・2・7)
吉国内閣法制局長官 答弁

吉國政府委員 法律の解釈は、客觀的に一義的に正しく確定せらるべきものでありまして、行政府がこれをみだりに変更することなどはあり得ないものでございます。

(参・予算委 昭53・4・3)
真田内閣法制局長官 答弁

政府委員（真田秀夫君）・・・憲法をはじめ法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、それが法規範として持つ意味内容を論理的に追求し、確定することであるから、それぞれの解釈者にとって論理的に得られる正しい結論は当然一つしかなく、幾つかの結論の中からある政策に合致するものを選択して採用すればよいという性質のものでないことは明らかである。

(参・宗教特委 平7・11・27)
大出内閣法制局長官 答弁

政府委員（大出峻郎君）一般論として申し上げますと、憲法を初め法令の解釈といえますのは、当該法令の規定の文言とか趣旨等に即して、立案者の意図なども考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであると考えられるわけでありませう。

政府による憲法解釈についての見解は、このような考え方にに基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものと承知をいたしており、最高法規である憲法の解釈は、政府がこうした考え方を離れて自由に変更することができるという性質のものではないというふうに考えておるところであります。

特に、国会等における論議の積み重ねを経て確立され定着しているような解釈については、政府がこれを基本的に変更することは困難であるということでございます。

(衆・予算委 平10・12・7)
大森内閣法制局長官 答弁

大森（政）政府委員・・・憲法を初め法令の解釈と申しますのは、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立法者の意図あるいはその背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものにつきましては、全体の整合性に留意して、論理的に確定すべき性質のものであるというふうに考え、日ごろそのような立場からその見解を申し上げているわけでございます。

したがって、政府の憲法解釈等につきましては、このような考え方にに基づきまして、それぞれ論理的な追求の結果として示してきたものでございまして、一般論として言えば、

政府がこのような考え方を離れて自由にこれすなわち憲法上の見解を変更することは、そういう性質のものではないというふうに言わざるを得ないと思います。

（ 参・憲法調査 平13・6・6
 阪田内閣法制局第一部長 答弁 ）

参考人（阪田雅裕君）・・・憲法解釈の基準ということでありませけれども、これは私ども憲法に限らないわけですが、法律を解釈するときも、その規定の文言、趣旨、それから立案者の意図あるいは立法されたときの客観的な社会事情といったようなものをいろいろ検討し、そして要するに論理的に結論を導くというふうな作業をしているということであると考えております。